

視察等報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 増田 誠宏

下記のとおり、視察が終了したので報告します。

	会派代表者	掛田 勝彦	経理責任者	増田 誠宏
視 察 議 員	増田誠宏			
期 間	令和3年10月20日（水）			
視 察 先	三次市生涯学習センター			
視 察 用 務	新人議員のための自治体議会特別セミナー 議員の資質向上と議会運営の基本			
視察先対応者	自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 氏			
概要及び所見	<p>【概要】</p> <p>●議会運営の基本 憲法上、地方公共団体の長と議会の二元代表制が採用されている。議会は首長とは立場や役割が異なる。議会は住民より首長を支援支持する役割を期待されているが、議会は首長の追認機関ではない。しかしながら、首長にはかなり強い権限を認められており、議会の権限は限定的に列挙されている。</p> <p>●通年制議会 監視機能を発揮していこうと思えば、本来は通年であるべきである。現行の地方自治制度は二元代表制とはいえ、専決処分・再議制度・予算修正権の制限等、首長に有利である。通年議会により議員の議会での活動時間を長くし、監視機能を発揮する必要がある。</p> <p>●通年議会のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*議会活動を活発化しその充実の役立つ</li> <li>*災害など不測事態が発生した場合にもすぐに対応が可能</li> <li>*専決処分の可能性が格段に低下する</li> <li>*委員会などの審議時間が十分に確保できる</li> </ul>			

\*参考人・公聴制度の活用が増え、議会運営に住民の声を反映する可能性が広がる

\*契約議案などは即効性のある対応が可能

●コロナ禍の議会運営

会期や一般質問の縮小、補正予算の専決処分、政務活動費の返上などをしていないか。議事機関としての機能は維持されているのか。

オンラインによる委員会の開催。新居浜市議会の事例、委員会条例の一部改正により、災害時や育児等やむを得ない事由により特例として実施している。

オンラインによる本会議の開催。取手市議会の事例、議会基本条例の改正、議会は災害等やむを得ない理由等によって参集困難な時は情報技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。出席しているとみなす。

【所見】

二元代表制における議会の役割、特に議会と長は地方自治においては機関競争の関係、つまり追認機関でないことをしっかりと認識し、さらには、議員力・議会力を高めて政策形成機能を発揮していかなければならない。

その為にはさらなる議会改革が必要であり、その一つとして、常に姿勢に主体的にかかわる為に通年制議会の導入がある。上記のように多くのメリットがあり、議会での議論が活発化することによって、市民にも活動がよく見えるようになる。さらには自由討議のような議員同士の議論を重視し、十分な時間を確保する点からも、通年議会の導入に向けて、検討をする必要がある。

新型コロナウイルス感染症やその他災害などの緊急事態、育児介護などに関わりながらも議会活動を継続できるようにする為、オンラインによる委員会等を早急に実現する必要があると考える。